

個人情報の収集の制限に関する意見について

(平成6年10月1日付け北海道知事あて
北海道個人情報保護審査会答申第2-1号)

平成6年10月1日付け文書第2102号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。
北海道個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づく答申

類 型	収集する理由又は必要性
栄典、表彰等の選考を行うため、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待をいだかせることにより対象外となった場合の不信感につながること等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。
委員、講師、指導者等を選任するため、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	適任者を幅広く求めるため、本人以外のものから候補者の個人情報を収集する。 情報の客観性、正確性を確保するため、本人以外のものから適任者の個人情報を収集する必要がある。
争訟、評価、指導等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。	本人から収集したのでは事務が公正、正確に行われないなど事務の目的を達成し得ない。
相談、要望、陳情、意見等により提供される情報の中に提供者以外の者に関する個人情報が含まれているとき。	相談、要望、陳情、意見等の内容に相談者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの個人情報を含む内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。 相談、要望、陳情、意見等は、相談者等の意思により提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。
団体等に対して指導し、又は補助金の交付等を行うため、当該団体等の職員等に関する個人情報を当該団体等から収集するとき。	当該団体でなければ保有していない情報であり、情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体から収集する必要がある。
各種の申請、届出に伴い、提出される情報に当該申請者、届出者等以外の者の個人情報が含まれているとき。	申請書等の内容に、当該申請者、届出者等以外の者に関する個人情報が要件として定められているときがある。
国若しくは他の地方公共団体又は道の他の機関から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。	情報の客観性、正確性を確保するためには、国等から収集する必要がある。
事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。	情報の客観性、正確性を確保するとともに本人から収集することも可能であるが、多大な時間と経費を要し、行政サービスの向上に支障が生じ、事務の公正な運営、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。